

○経済産業省令第六十一号

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

経済産業大臣 武藤 容治

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 一〓五（略）	別表 一〓五（略）

(削る)

六 化学物質の開発若しくは製造（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）、微生物若しくは毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機（本則第一号に規定する核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるものであつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のものを除く。）の開発等又は宇宙に関する研究（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれ

らの者から委託を受けて行うことが明らかにされて
いるもの。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和七年十月九日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。